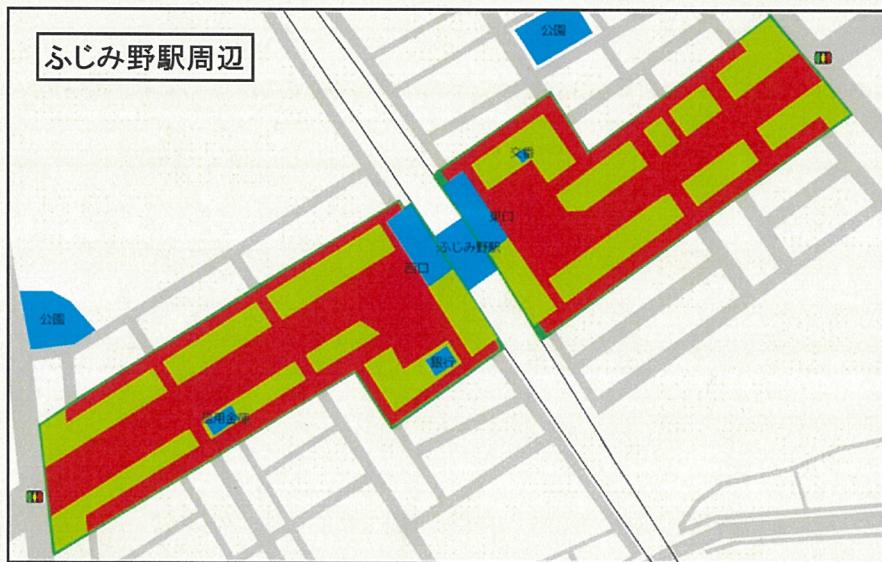
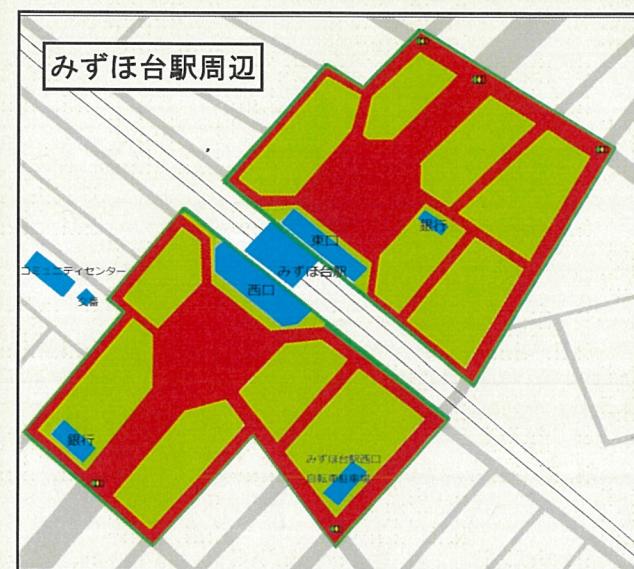


# ストップ! 路上喫煙

「富士見市をきれいにする条例」により、市内各駅周辺での路上喫煙は禁止されています。また、禁止区域外でも路上喫煙はしないよう、みなさんのご理解・ご協力をお願いします。



■ 美化推進重点区域

■ 路上喫煙禁止区域

富士見市

# 「富士見市をきれいにする条例」

## 条例では次のようなルールが決められています。

空き缶等の投げ捨てをしてはいけません。 (第7条)

※空き缶等とは、空き缶、空き瓶、ペットボトル等の飲食物の容器、たばこの吸い殻、チューインガムの噛みかす、紙くずなど、投げ捨てられることによりごみの散乱の原因となるもののことです。

※投げ捨てとは、空き缶等を持ち帰らず、これを回収容器などの定められた場所以外に捨てることです。

公共の場所及び他人が所有（占有・管理を含む）する場所に犬のふんを放置してはいけません。 (第8条)

※公共の場所とは、市内の道路、公園その他屋外の公共の用に供する場所のことです。

路上では喫煙をしないよう努めましょう。 (第9条・第12条)  
路上喫煙禁止区域内の、路上喫煙は禁止されます。

※路上喫煙とは、公共の場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことです。

※路上喫煙禁止区域とは、環境美化の推進を図るため、特に必要があると認める美化推進重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域を路上喫煙禁止区域として市は指定することができます。

## 富士見市をきれいにする条例 Q & A

Q 路上喫煙とは、どのような行為ですか？

A 市内の道路や公園など屋外の公共の場所でたばこを吸うことや、火のついたたばこを持つことです。また、「歩きながら」だけでなく、「座って」、「自転車に乗って」、「携帯灰皿を持って」の喫煙も含まれます。もちろん、「たばこを吸う」という個人の嗜好を規制するものではありません。

Q なぜ、路上喫煙はいけないの？

A 多くの人が集まる公共の場所での喫煙は、喫煙する人が注意を払っても、他人の衣服などにたばこの火が当たってしまったり、煙を吸わせたりすることがあります。特に、たばこを持つ手は子どもの顔のあたりに位置するので、子どもに与える被害が発生しています。

Q 加熱式たばこも路上喫煙禁止の対象ですか？

A 「加熱式たばこ」も紙巻たばこと同様、たばこ事業法に定められた「たばこ」（製造たばこ）であるため、路上喫煙禁止の対象です。

Q 罰則はありますか？

A 罰則を設けている自治体もありますが、富士見市では条例に罰則を設けませんでした。違反者を取り締まることが目的ではありません。人を思いやるという基本に立ち戻り、路上喫煙をやめてほしいと考えています。ただし、ごみの投げ捨てに関しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」などで処罰されることがあります。

Q 屋外で喫煙できる場所はあるのですか？

A 公共の場所では、管理者が喫煙場所に指定している所は喫煙できますが、指定場所以外でたばこを吸うことや火の付いたたばこを持つことはできません。